

都城市スポーツ・文化合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スポーツ合宿及び文化合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進するため、市内に宿泊して合宿を実施する団体に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年都城市規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる合宿)

第2条 補助の対象となる合宿は、スポーツ又は文化の技術向上のために実施する合宿で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 1回の合宿において前号の宿泊施設における延べ宿泊数が15泊以上（文化合宿にあつては、5泊以上）であること。
- (3) 原則として市内のスポーツ施設又は文化施設等を利用していること。
- (4) スポーツ大会・コンクールその他大会への参加が目的ではないこと。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、市外に所在するアマチュアの団体（以下「団体」という。）とする。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度等)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最後の日の属する年度とする。この場合において、第2条第2号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最後の日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合宿参加者の延べ宿泊数に1人1泊当たりの宿泊費（宿泊に伴う寝具代を含み、食糧費を除く。）の2分の1の額（以下「単価」という。）を乗じて得た額とする。ただし、単価は、2,000円を上限とし、補助金の額は、1回の合宿につき1団体当たり最大30万円までとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする団体の代表者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、合宿の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ・文化施設等利用証明書（様式第1号）
- (2) 宿泊証明書（様式第2号）

(補助金の支払方法)

第7条 補助金の支払方法は、確定払とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(令和3年度、令和4年度及び令和5年度における特例)

2 令和3年度、令和4年度及び令和5年度に限り、第6条の規定による補助金の交付申請時に、市が発行するおかえりクーポンを提出した団体に対する補助金の額は、第5条の規定により算出した額に1回の合宿の初日から最後の日までに宿泊した者（この要綱における補助の対象となる者に限る。）1人当たり1,000円を乗じて得た額を加えた額（以下、「おかえりクーポン加算額」という。）とする。ただし、当該補助金の額が団体の宿泊費総額を超えるときは、当該宿泊費総額を補助金の額とする。

3 おかえりクーポン加算額は、第5条ただし書に規定する単価の上限額及び1団体当たりの補助限度額には含めないものとする。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和元年10月18日改正)

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

附 則 (令和2年9月3日改正)

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分に限る。）は、令和3年3月19日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める部分に限る。）は、令和4年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分に限る。）は、令和5年3月16日から施行する。